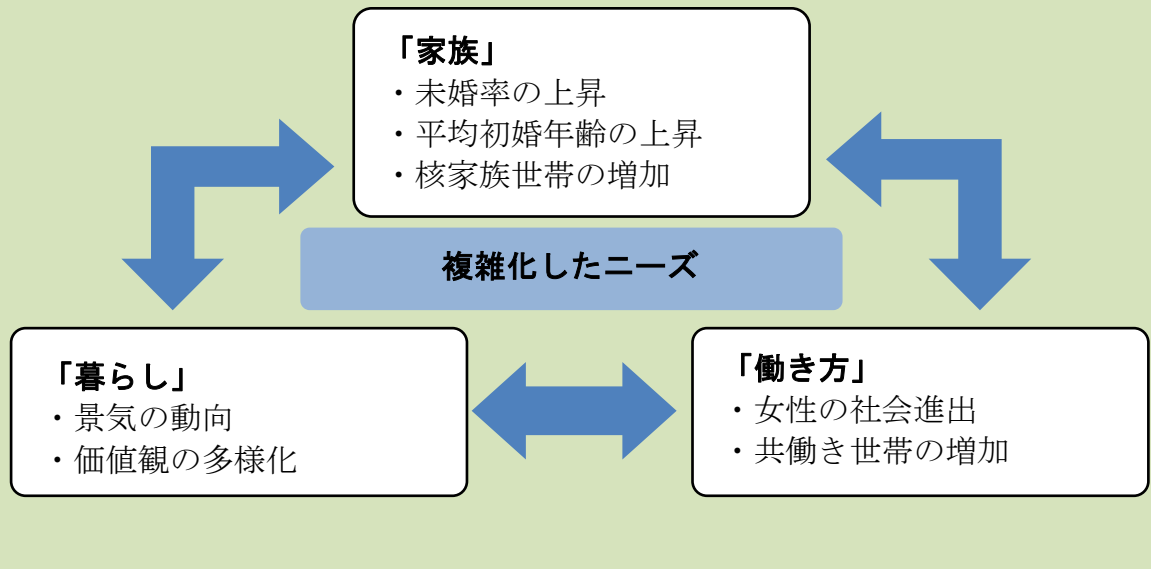


子育て家庭を取り巻く環境の変化



『宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例』
(通称：子どもすくすく条例)

次代を担うすべての子どもがすくすくと育ち、市民一人ひとりが子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができる社会を実現

第四次宇部市総合計画

《求める都市像》
みんなで築く 活力と交流による元気都市

《健康福祉分野の目標》
一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができるまち

『子ども・子育て支援事業計画』について

- 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画
→制度の実施主体として、全市町村で作成
- 計画策定の際は、子どもと保護者の置かれている環境や意向等を勘案
→ニーズ調査の実施
- 計画の策定には、あらかじめ設置した審議会の意見を聴かなければならない
- 次世代法の10年間の延長等を内容とする法律が成立
→次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に作成

子ども・子育て支援事業計画 計画期間



宇部市子ども・子育て支援事業計画

目標

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり

基本的な視点

- 1 子どもの視点の尊重**
・子どもの利益を最大限に配慮
- 2 子育て意識の高揚**
・「親育ち」の取組み
・子育ての楽しさを実感
- 3 子どもたちの自立への支援**
・子どもたちが自立した生活を送れるよう支援
- 4 男女共同参画の視点**
・働き方その他社会生活において男女が互いに協働できる取組み
- 5 社会全体によるすべての子育て家庭への支援**
・子育てを社会全体の課題としてとらえ、関係者と協働し、子育て家庭を支援
- 6 仕事と生活の調和の実現**
・ワークライフバランスの取組み

幼児期の教育・保育と子育て支援の充実

《新制度のねらい》
○質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
○保育の量的拡大・確保
○地域の子ども・子育て支援の充実

I 教育・保育提供区域の設定

・市全域を1区域とする。ただし、地域学童保育事業のみ、小学校区(24校区)を基本とする。

II 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

・認定区分ごと及び確保方策ごとの提供体制の内容及び実施時期を記載

III 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

・種類ごとの提供体制の確保の内容及び実施時期を記載。
・地域子育て支援拠点事業
・妊婦健康診査
・こんには赤ちゃん事業
・一時預かり事業
・延長保育事業
・病児病後児保育事業
・地域学童保育事業 など

行動計画 ～主な施策～

- ①子育て意識の高揚**
・次代の親の育成
・子育てに関する広報・啓発活動の充実
・子育てと仕事の両立に向けた環境づくりの促進
- ②地域における子育ての支援**
・子育て支援サービスの充実
・保育サービスの充実
・子育て支援のネットワークづくり
・児童の健全育成
・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進**
・子どもや母親の健康の確保
・「食育」の推進
・思春期保健対策の充実
・小児医療の充実
- ④子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**
・子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備の充実
・家庭や地域の教育力の向上
- ⑤安全の確保や要保護児童への対応**
・子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動の推進
・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
・障害児施策の充実
- ⑥子育てを支援する生活環境の整備**
・良質な居住環境の確保
・安心して外出できる環境の整備